

議案第 66 号

令和 6 年 3 月 18 日提出

提出者 松山市議会議員 池 本 俊 英  
大 塚 啓 史  
田 中 エリナ  
河 本 英 樹  
矢 野 尚 良  
山 本 智 紀  
岡 雄 也  
大 木 健太郎  
梶 原 時 義  
長 野 昌 子  
清 水 尚 美  
原 俊 司

松山市議会委員会条例の一部改正について

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例

松山市議会委員会条例（昭和 36 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総合政策部」の次に「，防災危機管理部」を加え，「，秘書広報部」を削り，同項第 3 号中「保健福祉部」を「福祉推進部」に改め，「福祉事務所」の次に「，健康医療部」を加え，同項第 5 号中「都市整備部」の次に「及び開発建築部」を加え，同項第 6 号中「産業経済部」の次に「，農林水産部」を加える。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 11 条の 2 委員長は，委員について，次に掲げる場合に該当すると認めるときは，映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法

(以下この条において「オンラインによる方法」という。)によつて、委員会を開会することができる。ただし、第16条(秘密会)第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。第20条の見出し中「申し出」を「申出」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第24条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第21条第1項中「聞こうと」を「聴こうと」に、「および」を「及び」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第24条の見出し中「または文書」を「又は文書等」に改め、同条中「または文書で」を「又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第25条第3項中「および」を「及び」に、「または文書」を「又は文書等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるすることができる。

第26条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用

に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

松山市事務分掌条例の一部改正に伴い、松山市議会常任委員会の所管について所要の規定の整備を図るほか、標準市議会委員会条例の一部改正に伴い、オンラインによる方法での委員会開催の規定の整備を図るため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。